農畜水産物等の放射性物質検査計画（令和８年度第３四半期分）

宮　　城　　県
令和８年１０月１３日

「農畜水産物等の放射性物質検査について（令和８年３月３０日付け健生発 0330 第１号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）」及び「令和８年度宮城県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）」に基づき、県内で生産される農産物、林産物、畜産物、水産物及び野生鳥獣等の検査計画を策定する。

１　検査対象品目

平成２３年４月４日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部作成、最終改正：令和８年３月３０日）」のⅡの３及び監視指導計画第４の４に掲げる品目を中心とした、県内で生産又は販売される次の食品

（１）農産物

県内で生産及び販売される穀類（米、麦類、そば）、豆類（大豆）、主要な野菜類、及び果実類のうち、計画期間に収穫期を迎える品目

（２）林産物

次の品目のうち、計画期間に収穫期を迎える品目

①　基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

こしあぶら、たけのこ、ぜんまい、野生きのこ類

②　基準値の１／２を超える放射性セシウムが検出された品目（①に掲げる品目を除く）

たらのめ、わらび

③　生産資材への放射性物質への影響から栽培管理及び継続的なモニタリング検査が必要な品目

原木きのこ類

（３）畜産物

①　原乳

県内の３か所の集乳施設（クーラーステーション等）からそれぞれ採取した原乳

②　牛肉

「全頭検査終了後の出荷・検査方針（平成２３年８月１９日原子力災害対策本部長へ提出、令和８年５月１日改正）」及び「「出荷・検査方針」の改正に伴う牛肉の放射性物質検査対象の見直しについて（令和２年３月２７日付け畜第１０９１号宮城県農政部長通知）にて改正令和２年３月２７日改正）」に基づき、廃用牛の出荷時検査を行う（ただし、検査を実施する牛については事前に生体推定検査を実施する。）。

③　めん羊肉

めん羊は放射性物質が飼料から体内に移行する割合が大きいこと等から、生産農家毎に検査を実施する。

（４）水産物

宮城県沖海面において採捕され、県内魚市場等に水揚げされる水産動植物、国の出荷制限指示が発令されている内水面魚種等のうち、計画期間に水揚げ等される品目

（５）野生鳥獣

次の品目のうち計画期間に捕獲される野生鳥獣の肉類
基準値を超える放射性セシウムが検出された品目
イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ

２　検査対象市町村等の設定

（１）農産物及び林産物については、当該品目から基準値の１／２を超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに３検体以上、その他の地域においては市町村ごとに１検体以上（生息等の実態を踏まえ、県内の市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で３検体以上とすることもできる。）、それぞれ実施する。

（２）検体採取を行う地点の選択に当たっては、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果、過去に当該品目の検査で基準値の１／２を超える放射性セシウムを検出した地点等を勘案するとともに、放射性セシウム濃度が高くなる原因の一部が判明している品目については、当該要因が当てはまる地点を優先して選択する。

（３）水産物については、本県沖合海面を７つの海域に区分し、同様に実施する。

３　検査の頻度

週１回程度（ただし、品目の生産・出荷等の実態に応じて検査を実施するものとする。）

農産物、野生のきのこ・山菜等のように収穫時期が限定されている品目については、収穫の段階又は出荷の初期段階で検査を実施する。

乳については、３か月に１回検査を実施する。

牛肉、めん羊肉については、検査対象畜がと畜された段階で検査を実施する。

水産物については、原則として週５日程度とし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週５日程度の検査を継続する。

ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。

４　検査計画及び検査結果の公表

検査計画及び検査結果については、県ホームページ（みやぎ原子力情報ステーション）で公表する。

５　検査結果に基づく措置

（１）出荷前の農産物、林産物、畜産物及び水産物等については、基準値を超えた場合は出荷の自粛を要請し、市場に流通させない措置をとる。

（２）基準値を超えた食品については、必要な措置を講ずる。

６　出荷制限後の検査計画の見直し

原子力災害対策本部から出荷制限の指示が出ている品目・区域については、検体の採取が可能な品目の場合、継続して検査を実施し、実態を把握することとする。また、一部出荷制限解除品目については、県が定める管理計画に基づく頻度にて検査を行うこととする。

※計画の詳細は別紙のとおり。

（別紙）

県内農畜水産物等の放射性物質検査計画 【令和8年度第3四半期分】

宮城県

区分			月別種別計画			備考
			10月	11月	12月	
農産物	穀類		秋そば 米 大豆　等 （17点程度）	米 大豆　等 （25点程度）	米　等 （11点程度）	
	野菜類・果実類		キュウリ キャベツ シュンギク ダイコン ブドウ　等 （33点程度）	イチゴ サツマイモ カボチャ カキ 西洋ナシ　等 （26点程度）	トマト ネギ セリ ハクサイ ニンジン　等 （8点程度）	
林産物	きのこ類		原木しいたけ 原木なめこ 野生きのこ （46点程度）	原木しいたけ 原木むきたけ 原木なめこ 野生きのこ （49点程度）	原木しいたけ （18点程度）	
畜産物	原乳		原乳 （3点程度）	－	－	
	牛肉		牛肉 （430点程度）	牛肉 （430点程度）	牛肉 （430点程度）	
水産物	海産魚種	表層	イワシ類、サバ類、サワラ、サンマ、マアジ	イワシ類、サバ類、サワラ、サンマ、マアジ、ギンザケ	サバ類、サワラ、サンマ	
		中層	アイナメ、イカ類、クロダイ、シロサケ、スズキ、マダイ、クロソイ	アイナメ、イカ類、クロダイ、シロサケ、スズキ、クロソイ	アイナメ、イカ類、シロサケ、スズキ、クロソイ	
		底層	アナゴ類、アンコウ類、エゾイソアイナメ、カレイ類、キチジ、ケムシカジカ、シャコ、タコ類、タラ類、ヒラメ	アナゴ類、アンコウ類、エゾイソアイナメ、カレイ類、ケムシカジカ、シャコ、タコ類、タラ類、ヒラメ	アナゴ類、アンコウ類、エゾイソアイナメ、カレイ類、タコ類、タラ類、ヒラメ	
		貝類	アカガイ、ホタテ、マガキ、マボヤ	アカガイ、エゾアワビ、ホタテ、マガキ、マボヤ	アカガイ、ウバガイ(ホッキ)、エゾアワビ、ホタテ、マガキ、マボヤ	
		海藻類		ノリ	ノリ	
		沖合	カジキ類、カツオ、サメ類、サンマ、マグロ類	カジキ類、サメ類、マグロ類	カジキ類、サメ類、マグロ類	
			（180点程度）	（180点程度）	（180点程度）	
	内水面魚種	上流域	イワナ、ヤマメ	イワナ、ヤマメ	イワナ、ヤマメ	
		下流域	ウグイ、ウナギ、アユ	ウグイ、ウナギ、アユ	ウグイ、ウナギ	
			（20点程度）	（20点程度）	（20点程度）	
野生鳥獣			イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ （96点程度）	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ （97点程度）	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ （97点程度）	